

犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

生後91日以上の子犬には、「登録」「狂犬病の予防注射」が法律で義務づけられています。登録は犬の生涯に1回ですが、注射は毎年1回受けなければなりません。

下記の日程で犬の狂犬病予防注射を実施しますので、お越しください。

【日程及び会場】

4月18日(木)	9:30～11:00…下宮地区公民館(旧下宮幼稚園) 11:40～12:20…安次公民館 14:00～15:00…エコプラザごうど
4月19日(金)	9:30～11:30…町立図書館 13:00～14:00…産業会館(商工会)
4月22日(月)	9:30～11:00…ふれあいセンター

【料金(1頭あたり)】

新しく犬を飼われた方…6,150円
既に登録済の方…3,150円



- ◆案内ハガキをお持ちください(案内ハガキは、登録済の犬のみに対し4月上旬に発送予定)
- ◆当日、都合の悪い方や、生後90日以内の子犬、体調の悪い犬は、後日お近くの動物病院で登録・注射を受けてください。

～周囲の理解が得られるようマナーはしっかり守りましょう～

近所の人すべてが、犬の好きな人とは限りません。地域の皆さまから理解を得られるよう飼い主の皆さまは、責任を持って飼ってください。

●散歩のマナーを守って

散歩中の犬のフンは必ず持ち帰り、環境の美化に心がけましょう。飼い主がフンを処理することは条例で定められています。犬の散歩にはビニール袋、スコップを持参しましょう。

●犬の放し飼いはしない

昼夜問わず、つないで飼うか、おりの中で飼いましょう。散歩のときは必ず引き綱を!

●ムダ吠えや悪臭は禁物

近所への迷惑とならないよう、ムダ吠えをしないようしつけ、飼っている場所はいつも清潔にしましょう。

問 産業環境課 生活環境係 ☎ 27-0178

交通遺児・犯罪被害遺児激励金支給事業について

岐阜県では、毎年5月5日の「こどもの日」に合わせて、次のとおり交通遺児及び犯罪被害遺児の方に激励金をお贈りしています。

対象者

5月5日現在、岐阜県内に居住されており、交通事故または犯罪被害により、それまで生計をともにしていた父または母(すでに父母がいらっしゃらない場合にはそれに代わる方)を亡くされた方で、義務教育終了までの方および高等学校在学中(高等専門学校3年修了までの方、特別支援学校の高等部在学中の方を含む)で満20歳未満の方。

※交通遺児激励金

・交通遺児となった後、養子縁組した方、もしくは父または母が再婚し生計をともにすることとなった方は除きます。

※犯罪被害遺児激励金

・犯罪被害とは、殺人や傷害致死など、故意の犯罪行為(人の生命または身体を害する行為)により害を被ることをいいます。
・国の犯罪被害給付金制度で、遺族給付金の支給裁定がされていることが必要です。
・犯罪被害遺児となった後、養子縁組した方、もしくは父または母が再婚し生計をともにすることとなった方は除きます。

激励金の額(1人当たり)

※申請時から高等学校等就学中(20歳未満)まで支給されます。

乳幼児および小学生 15,000円

中学生 20,000円

高校生等 25,000円

申込期限

5月10日(金)

問 総務課 地域安全係 ☎ 27-0171